

平成26年第3回定例会会議録（第6号）

平成26年9月24日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	中尾薫	君
教育長	寺岡悌二	君	水道企業管理者	永井正之	君
監査委員	恵良寧	君	総務部長	伊藤慶典	君
企画部長	釜堀秀樹	君	建設部長	岩田弘	君
ONSENツーリズム部長	大野光章	君	生活環境部長	浜口善友	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊博秋	君	消防長	笠置高明	君
教育次長	豊永健司	君	監査事務局長	工藤将之	君
政策推進課長	稲尾隆	君			

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	参事兼庶務係長	宮森久住
次長兼議事係長	浜崎憲幸	次長兼調査係長	河野伸久

主	幹	吉	田	悠	子	主	查	溝	部	進	一
主	査	波	多	野	博	主	任	甲	斐	健	太
主	事	穴	井	寛	子	速	記	者	桐	生	能
											成

○議事日程表（第6号）

平成26年9月24日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第81号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第82号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて
議第83号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについて
- 第 4 報告第 8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判
断比率について
報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足
比率について
報告第10号 市長専決処分について
- 第 5 議員提出議案第 9号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書
議員提出議案第10号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求め
る意見
書
議員提出議案第11号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合
的な対策の強化を求める意見書
議員提出議案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書
議員提出議案第13号 消費税率の引上げ決定を性急に行わないよう求める
意見書
議員提出議案第14号 国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置の見直
しを求める意見書
- 第 6 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会委員長・首藤 正君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（首藤 正君） 去る9月11日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第50号平成26年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外14件について、9月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第50号平成26年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分についてであります。

高齢者福祉課関係部分では、国よりの全額補助にて、地域支え合いセンターを建設するNPO法人への補助金を計上、健康づくり推進課関係部分では、予防接種法に基づく定期の予防接種に、水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンが新たに追加されたため、ワクチン接種に係る委託料等の予算を計上、スポーツ健康課関係部分では、来年3月オープン予定の実相寺パークゴルフ場について、使用料等の諸収入及び臨時職員雇用の人件費・施設管理費等を計上した旨の説明がそれぞれなされました。

委員より、予防接種については、対象者にしっかり周知していくよう要望がなされました。

採決におきましては、一部委員より、地域支え合いセンター建設に対する補助金について、症状が軽度の方への支援をNPO法人やボランティアに任せるべきではないとの観点から、反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案9件についてであります。

まず、議第62号別府市福祉事務所設置条例及び別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてから、議第66号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上5件についてであります。が、当局より、国の法改正により関連する条例を制定・改正・廃止するものであり、新たな条例制定に当たっては、国の基準をもとに本市の実情を踏まえた修正等を加えているとの説明がなされました。

委員より、児童クラブにおける幼稚園児の受け入れ、及び放課後児童クラブにおける児童1人当たりの占有区画面積の基準を満たしていない事業所の対応はどうか、といった質疑がなされ、当局より、条例施行後5年間は経過措置を設けたことにより猶予を設けているが、今後状況を見ながら、教育委員会や財政担当部署と協議を行っていきたいとの答弁がなされました。

また、保育士資格保有者の配置数や食事提供等において、きめ細かな配慮が必要ではないかといった意見がなされ、これに対して当局より、国の方針として、利用者にはさまざまなニーズがあり、選択できる仕組みをとったためであるとの答弁がなされました。

そのほか、条例の主旨を事業所や保護者にわかりやすく周知を行うよう、また、待機児童をなくすことを第一として整備されたものであるとの説明は、その都度解決を図るよう意見がなされた上で、当局説明を了といたしました。

次に、議第61号の実相寺パークゴルフ場についてであります。が、委員より、諸経費について質疑がなされ、当局より、工事費が、当初の試算より1億6,000万円増の約4億1,000万円、管理費の試算は平成27年度において年間3,300万円、そのうち、芝の維持費の試

算が年間1,700万円との説明がなされました。

また、早朝・夕刻の営業時間延長、さらに年末年始の営業を検討することで、集客につながるのではないかと質疑がなされ、当局より、他市の状況を踏まえ決定している、本条例では、「必要があると認めるときは、休場日・営業時間を変更することができる。」と定めており、利用状況等を見ながら変更の必要性を検討したい、との答弁がなされました。

さらに委員より、今後指定管理となった場合の、利用者の情報等の取り扱いについて質疑がなされ、当局より、少なくとも2年間は直営を予定しているが、その後指定管理となった場合、情報の取り扱いについては、業者と協議を行い、提供に当たっては個人情報の保護を前提として指定管理を行いたいとの答弁がなされた次第であります。

最後に、諸問題の解決を図り、3月には確実にオープンできるように準備を進めること、これ以上負担をふやすことなく、集客努力により赤字を最小限にとどめるよう意見がなされ、了とした次第であります。

そのほか、議第60号、議第67号、議第68号についても、当局説明を了とし、条例議案9件については、採決の結果、議第65号、議第66号については、一部委員より反対である旨の意思表示がなされ賛成多数で原案のとおり、その他については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第76号から議第79号、工事請負契約の締結についてであります。西・青山統合小学校（仮称）東教室棟ほか新築工事に関連して、委員より、現在の青山幼稚園の跡地利用について質疑がなされ、当局より、計画は未定だが、保護者等の意見も踏まえながら検討したいとの答弁がなされました。

そのほか、別府市中央公民館・市民会館改修工事についても質疑がなされ、当局説明を了とし、議第76号から議第79号、工事請負契約の締結については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後になりますが、議第54号平成26年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についても、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

（総務企画消防委員会副委員長・堀本博行君登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（堀本博行君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告を申し上げたいと思います。

総務企画消防委員会は、去る9月11日の本会議において付託を受けました議第50号平成26年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外6件について、9月18日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その経過と結果についての御報告を申し上げます。

初めに、補正予算議案について御報告をいたします。

まず、社会保障・税番号制度導入に伴うものとして、現行の税務システムに対し、税番号の入力を可能とし、住基システム等との連携を行うための改修であるとの説明に加え、中間サーバー・プラットフォームの整備については、個人情報の複本を保有・管理し、国の管理する情報提供ネットワークシステムと市町村の既存システムの間で、情報の授受の仲介をする役割を担うものとの説明を了といたしたところであります。

また、国民健康保険事業及び後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度決算に伴う繰越金の取り扱い等について、それぞれ説明を受け、これを了とした次第であります。

そのほか、基金積立金の追加額等については、当局の説明を適切妥当と認め、議第50号関係部分、議第51号平成26年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、

及び議第 55 号平成 26 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、条例議案 2 件であります。まず議第 59 号別府市公共施設再編整備基金条例の制定についてであります。新設される基金は、現行の公共事業費基金の役割を発展させ、公共施設の計画的な再配置と改修により重点を置いたものとし、また、再編という名称は市民に対するメッセージを強く意識したものであるとの説明があり、これを了とした次第であります。

また、委員から、施設の改築・改修については国庫補助金等の活用を念頭に、時期を逸することのないよう進めるとともに、市民への改修計画の情報開示を行うよう意見があったところあります。

そのほか、議第 58 号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、当局の説明を了とし、条例議案 2 件については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

また、議第 72 号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、及び議第 74 号製造請負契約の締結については、当局の説明を適切妥当と認め、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 7 件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

議員各位の御賛同を、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

（観光建設水道委員会副委員長・森山義治君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森山義治君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 9 月 11 日の本会議において付託を受けました議第 50 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 9 件について、9 月 18 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 50 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

商工課関係部分では、地域人づくり事業として、中小企業等に勤める従業員の賃金改善や非正規労働者の正社員化など、処遇改善を支援する経費を計上する旨説明がなされました。

これに対し委員から、支援対象事業所の範囲について質疑があり、当局から、支援対象事業所は市内にあるものに限る旨説明がなされました。

また、委員からの、予算額が 300 万円というのは少な過ぎるのではないかという質疑に対し、当局から、申請の状況を勘案し、必要があれば予算額の追加も検討する旨の答弁がなされた次第であります。

次に、農林水産課関係部分については、本年 2 月の大雪により被害を受けた市有林を復旧するため、被害木の伐採・処分を行うための経費が計上されています。

これについて委員から、伐採した木の取り扱いについて質疑があり、当局から、バイオマス燃料となるチップ材とする旨答弁がなされました。

続きまして、公園緑地課関係部分でございます。

来年 3 月に実相寺パークゴルフ場をオープンする見通しが立ったため、パークゴルフ場開設準備に要する経費として、コース表示板やパークゴルフ用品に係る経費、市道等への案内標識の設置工事に要する経費、及び隣接するゴルフ練習場が防球ネットを設置するための費用の一部負担金を計上すること等の説明がなされました。

そのほか、農業委員会事務局関係部分においても、当局から、計上した経費の内容等に

ついて詳細な説明がなされました。

最終的に、議第 50 号平成 26 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）については、当局からの詳細なる説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するものと決した次第であります。

次に、議第 69 号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、当局から、実相寺パークゴルフ場を設置することに伴い、同施設を有料公園施設として追加するため条例を改正する旨の説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議第 52 号平成 26 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 53 号平成 26 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 70 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第 73 号議決事項の変更について、及び議第 75 号工事請負契約の締結については、当局からの詳細な説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決することと決しました。

続きまして、議第 57 号平成 25 年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成 25 年度別府市水道事業会計決算の認定については、一部委員から、水道料金のあり方など水道事業の運営に関し疑義があるため賛意を示すことはできないとの意思表示がなされましたが、最終的に賛成者多数をもって可決及び認定すべきものと決しました。

最後に、議第 56 号平成 26 年度別府市水道事業会計補正予算（第 1 号）、及び議第 71 号別府市水道事業給水条例及び別府市簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。

当局から、地熱発電に要する冷却水に「水道水」を使用してもらうことにより、水道料金収入の増加を図り、さらにその増収分の一部を区営・地区温泉の水道料金の減額に充てるため、給水の用途として、新たに「区営地区温泉給水」及び「地熱発電給水」の区分を設定すること、並びに安全で安定した水供給の継続及び経営効率の向上のため、朝見浄水場運転管理業務を委託する旨の説明がなされました。

採決に当たっては、一部委員から、市民にとってメリットの大きい施策であることから賛成であるとの意思表示もなされ、最終的に、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（決算特別委員会委員長・市原隆生君登壇）

○決算特別委員会委員長（市原隆生君） 去る 9 月 17 日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第 80 号平成 25 年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成 25 年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9 月 17 日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私・市原隆生が委員長に、松川峰生君が副委員長に選任されましたので、よろしく願いいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしましたが、本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査することに決定をした次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（12番・猿渡久子君登壇）

○12番（猿渡久子君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第50号、第57号、第65号、第66号に対する反対討論を行います。

まず、議第50号のうち、介護保険施設等整備費補助金3,000万円に反対です。

これは、介護保険から外された要支援者の受け皿づくりであり、地域支援事業を含む第6期の事業計画も確定していない段階では、時期尚早と言わざるを得ません。要支援認定を受けた高齢者に対するホームヘルプサービスとデイサービスは介護保険から外され、市の地域支援事業に移されます。国は、引き続き必要なサービスを受けられると説明していますが、その保障はありません。なぜならば、今回の制度では要支援1、2の認定を受けた方は非該当として介護保険給付を受けられない方と同じ扱いになるからです。こうなれば、もはや要支援者とも呼ばれません。

別府市では、来年4月以降、認定期間が終了した方から順次この地域支援事業に移されます。この地域支援事業に移されたら、どうなるでしょうか。まず、これまでの要介護認定ではなく、簡易なチェックリストによって振り分けられます。そして、介護サービスはNPOやボランティアによるものに誘導され、自治体の判断によっては既存の介護事業所を通じたサービスも認めるとされており、専門家による介護サービスは限定的とされます。そして、例えば半年以内に通所リハビリからの卒業を目指してくださいなどと、本人に自立のための努力目標が示されるのです。さらには利用料についても、要介護者の利用料負担、つまり1割負担を下回らないこととされ、必要に応じて追加負担も認めるとされています。これもまた改革の名に値しません。

次に、議第57号平成25年度別府市水道事業決算の問題点です。

平成25年度決算においても、1億円の借金で約13億円の支払いができており、県下有数の余裕のある経営をしています。我が党は、これまでも一貫して別府市の水道事業はもうけ過ぎだ、その利益の一部は基本料金の引き下げ、福祉還付制度の対象拡大など、何らかの形で市民に還元すべきだと主張してきました。しかし、水道局は、料金引き下げはやろうと思えばできるが、その財源は災害対策などの投資財源として活用すべきだとして、当面は検討できないとの答弁でした。それを言うなら、なぜ国の繰り出し基準でも認められている災害対策費などへの一般会計からの繰り出しをしないのかと言いたい。別府市当局は、水道会計への一般会計からの負担は、総合判断として優先順位は高くないという見解です。要するに、水道会計には余裕があるからというのです。

水道局が設置した経営審議会は、大正6年からの時代背景を考えたとき、事業のコストを市民の皆様に依存してよいのかが問われる、より幅広い観点から考えていく必要がある、公費負担については、災害時などに備えるため、公費負担のあり方を議論し、その上で料金による負担を求めるという考え方に立つべきであるとの見解を示しています。国の繰り出し基準も、また経営委員会の見解も、できるだけ全ての事業費を料金に転嫁するのではなく、市民負担軽減のための基準でありという見解です。市長も水道局も、自分たちがやるべきことをやらずに決算の承認を求める、これは余りにも一方的です。もっと生活困窮者の立場に立つべきです。

次に、議第65号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第66号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに反対です。

問題点の第1は、保育所のほかに認定こども園や小規模保育所などがつくられ、保育に

関する基準が緩和されることです。小規模保育事業所A型は、全員が保育士の資格を求められますが、B型は、有資格者が2分の1、C型は、全員無資格でもよいとされています。また、給食も外部からの搬入が認められます。無資格者ばかりの保育施設や、離乳食が必要な保育の場での外部搬入の給食で、子どもの安全と質の高い保育が保障できるのでしょうか。ベビーシッターによる子どもの虐待死亡事件など痛ましい事故・事件が置きており、B型の有資格者を4分の3以上とする、自園調理を求めるなど、条例で上乘せしている自治体もあります。児童虐待事件の教訓を生かさなければならぬ別府市としては、上乘せをすべきと考えます。

第2は、介護保険制度と同じような認定制度が導入され、子どもが1号、2号、3号に区分され、保育時間も11時間と8時間に区分されることです。子どもの保育時間がばらばらになることも、子どもを中心にした改革とは言えません。

第3は、保育所以外は施設と保護者の直接契約にされることです。結局、保育に対する公的責任は後退し、保育の質の低下につながります。保育所以外の施設でも、国や市町村の責任で質を引き上げ、全ての子どもが等しく保育を受ける権利を保障していくことが求められます。

認可保育所をふやし、認可保育所を中心に待機児童の解消を行うよう求めて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第80号平成25年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成25年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査にいたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第50号平成26年度別府市一般会計補正予算(第2号)に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第57号平成25年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成25年度別府市水道事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを可決及び認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議第65号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決

されました。

次に、議第 66 号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する委員長報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 51 号平成 26 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から、議第 56 号平成 26 年度別府市水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、及び議第 58 号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、議第 64 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、並びに議第 67 号別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから、議第 79 号工事請負契約の締結についてまで、以上 26 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 26 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上 26 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、議第 81 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

- 市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 81 号は、本市監査委員に高森克史氏を選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

- 議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 81 号監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 81 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 82 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第 83 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 82 号及び議第 83 号は、本市固定資産評価審査委員会委員に、高橋靖氏及び菅雅幸氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 82 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 82 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 83 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 83 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、報告第 8 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第 10 号市長専決処分についてまで、以上 3 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・中尾 薫君登壇）

○副市長（中尾 薫君） 御報告いたします。

報告第 8 号及び報告第 9 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び各特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はなく、実質公債費比率は 2.9%で、早期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともにありません。

報告第 10 号は、公用車による事故の和解及び損害賠償の額の決定 2 件、並びに訴え提起前の和解 2 件について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上、3 件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 5 により、議員提出議案第 9 号手話言語法（仮称）の早期制定を求める意

見書から、議員提出議案第14号国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置の見直しを求める意見書まで、以上6件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・松川章三君登壇)

- 9番(松川章三君) 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書

手話は、語彙や文法体系を持った独自の言語であり、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい聾者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会生活に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠なものである。

2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効した「障害者の権利に関する条約」の第2条において、「言語」とは「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義されたことにより、手話は言語として国際的に認知された。

日本においては、2009年12月に内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、2011年8月には障害者基本法(以下「法」という)を改正し、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」として、手話が言語に含まれることを明記した。そして、本年1月に、「障害者の権利に関する条約」を批准したところである。

また、法第22条において、国及び地方公共団体は、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を行うことが義務づけられている。

よって、国及び政府におかれては、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供を受けたり、手話によるコミュニケーションを行うことが保障され、手話を必要とする人が社会に自由に参加できる環境を整備することを目的とした「手話言語法(仮称)」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第10号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・市原隆生君 登壇）

○10番（市原隆生君） 議員提出議案第10号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書

低迷していた日本経済が今再び力を取り戻しつつある中で、政府は、さらなる日本の前進に向けて、新たな成長戦略を発表するなど積極的な姿勢で取り組んでいる。

長年の課題であった少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つため、合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワークライフバランスの推進に全力で取り組む時に来ている。それとともに、東京への一極集中や、地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や、新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図ることにより、地方の活性化を進めることが広く国民の利益に資することは明らかである。

よって、下記の事項について、速やかに実施することを強く要望いたします。

記

- 1、立法、司法、行政を初め、経済・金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させること。
- 2、地方において中核的な機能を担うことのできる都市については、その地方の発展を支えるとともに、国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、さまざまな権限の委譲を含め、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして集中的な投資を行うこと。
- 3、人口増加を目指す定住圏等において、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育てしやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使いやすさを重視した再編や拡充を行うこと。
- 4、首都圏から全国へ、大都市から地方への人の流れを生み出せるよう、Uターン・Iターンの促進や地域おこし協力隊、新・田舎暮らし隊の推進、都市高齢者の地方への住みかえを容易にする支援措置等に取り組むこと。
- 5、地方における企業誘致や起業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第10号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8番・荒金卓雄君登壇)

○8番(荒金卓雄君) 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物(いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ)を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「イタチごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

- 1、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。
- 2、簡易鑑定ができる技術の開発を初め鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。
- 3、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

国家公安委員会委員長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(7番・加藤信康君登壇)

○7番(加藤信康君) 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興や子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向け、国及び政府においては、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定をすること。
- 2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3、復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

- 5、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。
- 7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 12 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 13 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（5 番・森山義治君登壇）

○5 番（森山義治君） 議員提出議案第 13 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

消費税率の引上げ決定を性急に行わないよう求める意見書

本年 4 月に、消費税率が 5% から 8% へと引き上げられ、さらに政府は、来年 10 月からの消費税率 10% への引き上げの決定を年内にも行うとしている。

しかし、いまだ地域経済は消費税率の引き上げに耐え得る状況にはない。政府は、6 月 25 日に発表した「成長戦略」において、法人税率の引き下げや年金資産のリスク運用を盛り込むなど、株価維持と景気回復を演出しているが、地域の実体経済は冷え込んだままであり、国民生活は疲弊している。内閣府が 8 月 13 日に発表した 4～6 月期の国内総生産（GDP、季節調整値）速報値では、年率換算 6.8% 減となっている。政府は「想定内」との見解だが、消費者物価の上昇に伴う実質所得の減少により、GDP の 6 割を占める個人消費は想定を超えて落ち込んだ。わずかな賃上げでは物価上昇に追いつかず、消費の減

少を招いていることは明らかである。

また、日銀の質的・量的金融緩和による円安・金利低下が、想定どおりに輸出増・設備投資増をもたらしているとは到底考えられない。消費税増税とセットで実施されている公共事業についても、経済対策としての効果が想定どおりに出ていない。实体经济や国民の生活を直視すれば、景気回復といえる状況にない以上、増税判断は容認できる状況にない。したがって、国及び政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう要望する。

記

来年10月からの消費税率10%への引き上げ決定を性急に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済再生担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(吉富英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第14号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12番・猿渡久子君登壇)

○12番(猿渡久子君) 議員提出議案第14号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置の見直しを求める意見書

子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度は、全国全ての都道府県で実施されています。

これらの医療費の助成制度は、生活困窮家庭がふえている状況を考慮すると、窓口での支払いを要しない方式が望ましいため、全国の過半数の地方自治体が現物給付方式をとっています。にもかかわらず、国は現物給付方式を実施した地方自治体に対し、国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置を行い、地域間格差を生み出しています。

別府市では、この減額措置があるために、重度心身障害者医療費助成制度において現物給付方式をとることができず、償還払い方式をとっています。

さきに施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にのっとり、地方自治体が子どもの貧困対策を充実させるために、国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置は見直すべきものです。医療費助成制度は効果が実証されたものであり、さらに充実が求めら

れています。国民健康保険法第1条に定める目的である「社会保障及び国民健康の向上に寄与する」ためにも、医療費助成制度の現物給付方式を実施した場合にとられる国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置を見直し、地域間格差の是正を図ることが必要と考えます。

よって、以下の点について要望します。

記

国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置を見直し、地域間格差の是正を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第14号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉富英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成26年第3回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で平成26年第3回別府市議

会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 08 分 閉会